

Ⅳ 指導の形態

- 1 決められた曜日・時間（週１～８時間以内）に、校内のコミュニケーションの教室に通い学習します。
- 2 指導日や時間は、児童・生徒の状況に応じ、学校・保護者・巡回指導教員の話し合いで決めます。
- 3 児童・生徒の状況に応じ、個別指導や小集団指導の指導形態を取りながら、指導していきます。
- 4 学校・保護者・巡回指導教員が連携・協力して指導に当たります。（例：連絡帳のやり取り、三者面談等の実施）

◆個別指導をする場合◆

- 「聞く」「見る」「書く」「推論する」「（指先で）操作する」「（道具を）扱う」「聞きながら〇〇をする」「見ながら〇〇をする」といった能力を高めます。
- 物語の登場人物の気持ちを読み取ったり、望ましい行動を考えたりする力を高めます。
- 児童・生徒の課題やペースに合わせ、スモールステップで進めることで、勉強への意欲を高めます。
- 個々の興味・関心を考慮し、児童・生徒にあった教材を用意して、達成感、満足感を感じることができます。
- 児童・生徒の話に耳を傾け、今考えていることや困っていることの相談にのり、適切なアドバイスをして情緒の安定を図ります。



◆小集団指導をする場合◆

- ゲームや言葉遊びを通じて、注意力、言語表現力、思考力を高めます。
- 順番やルールを守る、勝ち負けを受け入れるなど、自己コントロール能力を身につけ、集団生活に必要なスキルを高めます。
- 体を動かす、道具を扱うことで運動能力を養い、苦手な動きを克服します。
- ロールプレイングを通じて実践し、対人関係の適切な関わり方を学びます。
- 友達や異学年の児童・生徒と関わることで、協力する、助け合う、思いやる心を醸成します。



Ⅴ コミュニケーションの教室の利用手続き

来年度小学校に入学する未就学児と、現在小・中学校に在籍している児童・生徒とでは申込方法や利用手続きの流れが異なります。詳しくは「就学に関する相談」をご覧ください。

就学に関する相談

検索



Ⅵ コミュニケーションの教室の「原則の指導期間」

- 1 コミュニケーションの教室は、児童・生徒の困り感が改善（退室）することを目指す場所です。在籍校において、指導目標を設定し１年ごとに指導の振り返りを行うことから、「原則の指導期間」は１年間としています。
- 2 在籍校において改善状況を把握し、校内委員会で利用の終了（退室）又は指導の延長について協議します。困り感が改善され、在籍学級での適応が良好になってきたら、利用の終了（退室）となります。さらに継続した指導が必要と認められる場合は、改めて目標を設定し指導を延長することができます。
- 3 終了（退室）又は指導の延長については、在籍校がこども支援センターげんきへ報告・申請します。

コミュニケーションの教室の制度に関すること
こども支援センターげんき 支援管理課 特別支援教育係

☎03-3852-2868

就学相談に関すること
こども支援センターげんき 支援管理課 就学相談係

☎03-3852-2875

コミュニケーションの教室 のご案内



2025年4月発行

「コミュニケーションの教室」は、都の特別支援教育に関する方針に基づき導入された制度です。制度上の名称を「特別支援教室」としていますが、区では「コミュニケーションの教室」を呼称とします。この呼称を基本に、各小・中学校で独自に名称をつけています。

知ると分かる。すると変わる。



SDGs MODEL ADACHI



I 「コミュニケーションの教室」での指導内容

1 教育目標

心身の発達などの課題に応じた指導を行うことで、よりよい人間関係の形成、学級集団に自信を持って参加できる基礎的な能力を育成し、安定した学校生活が送れるようにします。

2 指導のねらい

一人ひとりの課題に応じた指導目標を立てます。

児童・生徒自身が自分の「得意」「苦手」を知り、「得意」を伸ばし「苦手」を改善できるよう支援します。

※補習ではなく自立活動を行います。

基本的な生活習慣の育成

- ①学習の際に、立つ、座るときの正しい姿勢を知り、実行する態度を育てます。
- ②集団の中で、話を聞く態度と話者に注目する態度を育てます。
- ③1日の予定に見通しを持ち、落ち着いて生活する態度を育てます。
- ④日常生活に必要な身辺整理を、自分で行う態度を育てます。
- ⑤日常生活に必要なきまりを守って、行動する態度を育てます。

人間関係の形成やコミュニケーション能力の育成

- ①友達との関わりを持ち、きまりを守って仲良く遊ぶ態度を育てます。
- ②友達の思いや気持ちを理解し、行動する態度を育てます。
- ③周囲の状況をよく観察し、適切に行動する態度を育てます。
- ④自分の考えや気持ちを、言葉で表現する力を育てます。
- ⑤自分の気持ちの動きに気づき、行動を調整しようとする態度を育てます。
- ⑥自分の行動を客観的に振り返り、考え、実行する態度を育てます。

学習能力等の伸長

- ①特に定着が困難な内容について、自分に合った学習方法を身につけます。
- ②感覚的機能、知覚的機能を伸ばします。
- ③児童・生徒の状況に応じ、基礎的な運動能力を養います。

社会性の育成

- ①場面に応じた言葉遣いや声の大きさを知り、適切に使う態度を育てます。
- ②友達と協力し合って、目標を達成する態度を育てます。
- ③集団の中で自分の役割を知り、進んで行う態度を育てます。
- ④危険な行為について知り、安全に生活する態度や衛生観念を育てます。

II 利用の対象となる児童・生徒

通常の学級に在籍する、知的な発達に遅れがない自閉症・情緒障がい・学習障がい（LD）・注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の傾向があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒が対象となります。（不登校傾向のある児童・生徒は原則対象外です）

III 指導体制

1 巡回指導教員（都の正規教員）

- （1）コミュニケーションの教室で児童・生徒の指導に当たります。
- （2）在籍学級での行動観察を行い、必要に応じその場での支援や指導を行います。
- （3）在籍学級等の担任と児童・生徒の状況について十分に話し合い、連携して指導の工夫をします。

2 特別支援教室専門員（都の会計年度任用職員）

巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連絡調整及び個別の課題に応じた教材の作成、児童・生徒の行動観察や記録を行います。

3 臨床発達心理士等の巡回訪問

児童・生徒の行動観察を行い、児童・生徒の状態を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言をします。

臨床発達心理士等とは、「臨床発達心理士」、「特別支援教育士」、「学校心理士」「公認心理師」のいずれかの資格取得者であり、各学校を月に1回程度巡回します。

